

井戸端かいご

年3回発行

大町市大町1058-33
北アルプス市町村会館内
北アルプス広域連合
電話 22-7196

安心して暮らせる地域づくり ～ 池田町 なないろカフェ ～



池田町の正科地区では月に1回、「いきいきサロン」が開催されています。11月のサロンでは、町から委託を受けた介護事業所、キャラバンメイトと共催で「なないろ（認知症）カフェ」が開かれました。当日は、笑いヨガや脳トレゲームを行い、その後みなさんでお昼ごはんとなりました。

いつまでも楽しく通うことができる、地域の身近なサロンがあることが、認知症でも安心して暮らせる地域づくりに繋がります。
(11月10日正科集落センターにて)

もくじ

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 第8期介護保険事業計画について……2頁 | 5 給付費通知発送について……6・7頁 |
| 2 高齢者等実態調査について……3頁 | 6 入所待機者・ |
| 3 介護保険における税控除について…4・5頁 | おむつ代の医療費控除について……8頁 |

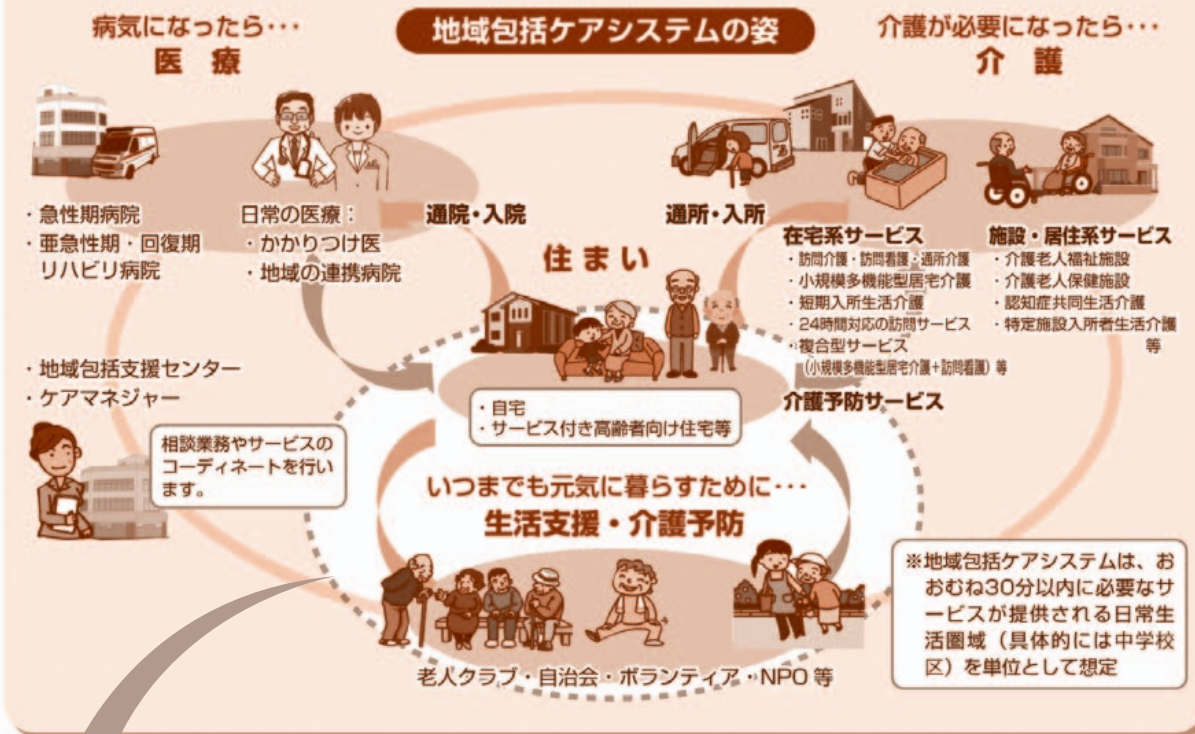
第8期介護保険事業計画の作成がスタートしました

令和3年度から5年度までの3年間の介護保険事業計画作成がスタートしました。計画の作成は、住民7名を含めた27名で構成される「介護保険事業計画作成委員会」において、この期間は、どんな介護サービスが必要となるのか、また必要なサービスを提供するために保険給付費がどのくらい必要なのかなど、さまざまな立場から意見を出し合って検討していきます。今後、6回程度の委員会を開催し、高齢者のニーズ調査などを実施する中で、計画を作成し、素案に関するご意見をみなさんからいただくためにパブリックコメントを実施した後、令和3年3月には各戸に計画の概要を配布する予定です。

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目前に控え、さらに医療や介護が必要な方の増加が予想される中で、地域での支えあいなどの支援がより重要なものとなってきます。今回の計画では、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を市町村と協力して進めていきます。



さまざまなサービス（医療・介護・生活支援など）を住まいの近くで受けられるようにするための仕組みづくりをしていきます。



基本的な支援のしくみ

自助（自分のことを自分でする）
↓
互助（家族・近隣や地域の支え合い）
↓
共助（介護保険等の社会保障）
↓
公助（生活保護など行政の支援）

一人暮らしや認知症の高齢者が増えていることから、元気な高齢者が中心となった地域の助け合いの仕組みが必要になります。買い物、掃除、外出等の生活支援の担い手として、また自身の介護予防に、元気な高齢者の方の活躍が期待されます。



高齢者等実態調査への

ご協力をお願いします

この調査は、令和3年度から3年間の第8期介護保険事業計画を立てるための必要な基礎資料を得ることを目的に行うものです。

調査は長野県、市町村、広域連合が協力して実施し、10月1日を基準に行います。

左の封筒に入った調査票が届きましたら、早めに記入をして提出をお願いします。提出方法は市町村によって異なりますので、同封の案内をご覧ください、各市町村窓口へお問い合わせください。

※ A4サイズの調査票が入っています

宛 名

重 要

「高齢者等実態調査」在中

※同封されている、案内に従って提出期限までにご回答ください。

年 月 日



北アルプス広域連合
〒398-0002 長野県大町市大町 1058 番地 33
☎ 総 務 課 TEL 0261-22-6784
☎ 介護福祉課 TEL 0261-22-7196
FAX 0261-22-7011 (共通)
E-mail: kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp

【記入や提出についての問い合わせ先】

大町市福祉課高齢者・介護保険係	☎ 22-0420
池田町地域包括支援センター	☎ 61-5000
松川村地域包括支援センター	☎ 62-3290
白馬村地域包括支援センター	☎ 72-6667
小谷村地域包括支援センター	☎ 82-3135
北アルプス広域連合介護福祉課介護保険係	☎ 22-7196



調査の種類	居宅要介護・要支援 認定者等実態調査	元気高齢者等実態調査
調査対象の方	10月1日現在 <u>在宅で生活する</u> 要介護・要支援 <u>認定者の方</u>	元気な高齢者の方 ※無作為に抽出されます
対象者数 (大北全体)	2,512人	205人
質問数	59問	66問
質問の概要	・介護サービスの利用状況や充足感 ・施設等への入所希望 ・在宅介護者の実態調査	高齢者の介護に関する 意識や生活実態など
提出方法	市町村によって異なりますので、同封の案内をご覧ください、各市町村窓口へお問い合わせください。	

申告の準備はお済みですか？

介護保険料は

「社会保険料所得控除」の対象となります



65歳以上の方が納付した介護保険料は、所得税や市町村民税申告の「社会保険料控除」の対象となります。平成31年1月1日から令和元年12月31日までにお納めいただいた金額（年金から天引きされた金額）の合計を申告してください。

なお、一年間の納付額については、下の表のとおり、納付方法別に年金保険者（日本年金機構等）または北アルプス広域連合からそれぞれ、「源泉徴収票」「納付済額証明書」により通知いたしますので、申告の際にご確認ください。

その他不明なことがございましたら、「北アルプス広域連合介護福祉課介護保険係」まで、お問い合わせください。

電話 ☎ 0261・21・3324

	特 別 徴 収	普 通 徴 収
徴収方法	年金年額が18万円以上の方で年金から天引きされた方	年金年額が18万円未満の方等で納付書や口座振替等で納めた方
証明書の発行	1月下旬に 年金保険者 から「源泉徴収票」がはがきで通知されます。 ※障害年金・遺族年金から天引きされた保険料については、北アルプス広域連合から納付済額証明書を送付します。	1月下旬に 北アルプス広域連合 から「介護保険料納付済額証明書」を送付します。
申告（社会保険料控除）できる人	本人の年金から差し引かれた「介護保険料」は、 本人のみ社会保険料控除の対象として申告ができます。 ※本人の年金から差し引かれた介護保険料を配偶者や家族が補填したとしても、 その配偶者や家族の社会保険料控除の対象とはなりません。	本人が納付書や口座振替等により「介護保険料」を納めた場合には、 本人の社会保険料控除の対象として申告ができます。 また、本人の「介護保険料」を配偶者や家族が納めた場合には、国民年金や国民健康保険と同様に、 配偶者や家族の社会保険料控除の対象となります。

この機会に、納め忘れがないか、確認しましょうね。



※40歳から64歳の方の介護保険料は、健康保険料といっしょにお納めいただいておりますが、この部分についても社会保険料控除の対象となりますのでお納めいただいた保険料を確認し、申告してください。また、申告額等の確認などについては加入している医療保険者にお問い合わせください。

障害者控除について

65歳以上の本人又は家族が、要介護1から5の要介護認定を受けている場合、障害者控除の対象となる場合があります。控除の対象となった場合、認定書がお住まいの市町村から発行されますので、申告の際に提示してください。詳しくは、市町村介護保険担当窓口にご相談ください。



医療系の介護サービス利用料は、所得税や市町村民税申告の「医療費控除」の対象となります。具体的な医療系の介護サービス種類は、下の表のとおりです。

平成31年1月から令和元年12月までの1年間に支払った「医療系の介護サービス利用料」が対象となります。

※控除を受けるためには「領収書」が必要です。ご準備ください。

医療系の介護サービス利用料は「医療費控除」の対象となります

居宅サービス利用の場合

控除の対象になる、医療系の介護サービスは？

- ・ 訪問看護 ・ 通所リハビリテーション ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護 ・ 居宅療養管理指導 ※以上は介護予防を含みます。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合のみ）
- ・ 複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもののみ。生活援助中心型の訪問介護部分を除く）

また、①と②の条件を満たす場合、次の介護サービス利用料も「医療費控除」の対象となります。

- ① ケアプランに基づき利用した場合のサービスであること
- ② ケアプランに、「医療系の介護サービス」のいずれか、または、医療保険の訪問看護が位置づけられていること

医療系の介護サービスまたは医療保険の訪問看護



- ・ 身体介護が中心の訪問介護（生活援助が中心の訪問介護は対象外です） ・ 訪問入浴介護
- ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 通所介護（地域密着型含む） ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 短期入所生活介護 ※以上は介護予防を含みます。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所のみ）
- ・ 複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもののみ。生活援助中心型の訪問介護部分を除く）
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス（生活援助中心型のサービスを除く）
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護相当サービス

施設サービス利用の場合

「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「療養型医療施設」「介護医療院」の施設サービス利用料と食費及び居住費は、医療保険の入院と同じく「医療費控除」が受けられます。ただし「特別養護老人ホーム」については、1／2の額が対象となります。

通知の内容

(1) サービス利用期間

平成31年1月～令和元年12月

(2) 表示されるサービス

居宅サービス、
地域密着型サービス

※施設サービス、総合事業、
福祉用具購入、住宅改修の
利用分は表示されません。

(3) 通知の形状

封書で送付いたします。

介護保険について、理解を深めていただき、今後のサービス利用に役立てていただくため、介護保険のサービスをご利用のみなさんに、利用状況をお知らせするものです。通知は令和2年2月中旬に送付します。

通知には、平成31年1月～令和元年12月の利用状況が記載されていますので、みなさんが保管されている領収書と照らし合わせながらご確認ください。また、医療費控除の手続きの参考にしてください。

(施設サービス、償還払いのサービス、総合事業は除きます)

給付費通知とは

介護給付費のお知らせ(給付費通知)の送付について

令和2年2月に発送します

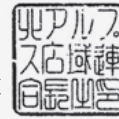
398-0002
大町市大町

第 号
令和

様



北アルプス広域連合長
牛越 徹



介護給付費のお知らせ

被保険者番号： 氏名： 様

あなたの 平成31年1月～令和元年12月 における介護給付費は以下のとおりです。

問い合わせ先

〒398-0002
大町市大町 1058 番地

北アルプス広域連合 介護福祉課介護保険係

電話番号(代表) 0261-22-6764 (係直通) 0261-22-7196

1 サービス 提供年月	2 サービス事業者	3 サービス種類/サービス略称	4 サービス 日数/回数	5 利用者負担額 合計額(円)	6 サービス費用 合計額(円)
平成31年1月	〇〇リハビリセンター	通所リハ	7	6,992	69,920
	〇〇居宅介護支援センター	居宅支援 7			18,560
	〇〇介護ショップ	用具貸与	31	3,090	30,900
		合 計		10,082	119,380
平成31年2月	〇〇リハビリセンター	通所リハ	8	7,958	79,580
	〇〇居宅介護支援センター	居宅支援			18,560
	〇〇介護ショップ	用具貸与	28	3,090	30,900

医療費通知と同じ役割のお知らせなのね。



給付費通知の見方

- ① 介護サービスを受けた年月です。
- ② サービスを利用した事業所名です。
- ③ サービス種類が略称で表記されます。
(例) 用具貸与…福祉用具のレンタルで、歩行器や特殊寝台など
 予用貸与…同じく福祉用具のレンタルで、要支援の方のサービス
 地域通所…地域密着型のデイサービス
 居宅支援…居宅介護支援はケマネジャーの報酬です(下記 **Q4** 参照)
- ④ サービスを利用した日数や、回数の合計です。
- ⑤ 負担割合に応じて支払った金額の合計で、食費や居住費は含まれません。
- ⑥ サービスにかかる全費用で、保険から給付される額と自己負担額の合計です。

介護給付費通知についてQ & A**Q1 「介護給付費通知書」とは何ですか？**

A1 この通知は、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険に対する理解を深めていただくためのものです。利用者の方から見て、誤った請求がないかなどを確認していただくために発行するものです。

※領収書や請求書ではありません。

Q2 通知の中の利用者負担額が、事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか？

A2 この通知の中の利用者負担額には介護保険給付外のもの(通所サービスでの食費など)は含まれていません。(実際に支払った額と一致しないことがあります。)

Q3 利用した介護保険のサービスはすべて記載されていますか？

A3 記載されるのは、居宅サービス、地域密着型サービスです。(施設サービス、福祉用具購入、住宅改修、総合事業の利用分は記載していません。)なお、この期間にサービスを利用されていても、事業所からの保険請求が遅れた場合等には、記載がされないことがあります。(要介護認定が遅れた場合など)

Q4 ⑦「居宅支援」という支払っていないサービスが載っているのはなぜですか？

A4 「居宅介護支援」のサービスは、利用者負担額が空欄になっています。

このサービスは、サービス計画を立てるなどケアマネジャー業務に対する介護報酬です。この報酬は、介護保険から全額支払われるもので、自己負担額はありません。自己負担がないサービスでも、介護保険から給付されているためお知らせしています。



※このお知らせにより、手続きをしていただくことはありません。

特別養護老人ホーム入所希望者は305人

令和元年11月
入所判定委員会時

介護度別入所申込者の待機場所ごとの人数

(令和元年11月集計)

要介護度	待 機 場 所 (単位：人)				合 計
	在 宅	老人保健 施 設	療 養 型 施 設 等	グルー プ ホ ー ム	
要介護3	51	58	5	7	121
要介護4	37	65	8	4	114
要介護5	35	26	7	2	70
合 計	123	149	20	13	305

※「療養型施設等」は療養型施設の他に有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等を含みます。

令和元年11月時点での要介護3以上の特別養護老人ホーム入所申込者数は、大北地域全体で305人です。
待機場所の割合は在宅40%、施設等60%となっています。
大北地域にある7か所の特別養護老人ホームへの入所申し込みは、各施設に直接お問い合わせください。

確定申告の際のおむつ使用証明書について

寝たきりの状態で、療養上、おむつ使用が必要な方には、おむつ代が「医療費控除」の対象となります。下記を参考にご準備ください。

① 初めておむつ代の医療費控除を受ける方

《必要な書類等》

医師が発行した「おむつ使用証明書」

… かかりつけの医療機関にご相談ください。(発行手数料がかかります)



② 医療費控除を受けるのが2年目以降の方

2年目以降の方で、主治医の意見書により必要項目が確認できる場合※は、北アルプス広域連合が発行する「主治医意見書内容確認証明書」を、上記の「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※ (主治医意見書のうち、作成日、寝たきり度、尿失禁の可能性の記載の内容により発行できない場合があります。その場合は、①の医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。)

ご希望の方は、お住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。